



夢ある将来への計画

第6章 人々と自然が共生する循環型社会のまちづくり

鳥取県では、平成9年7月に県内全域でのごみのポイ捨て禁止を定めた、「鳥取県環境美化の促進に関する条例」が施行されました。

また、平成10年10月には緑水湖周辺地区と、平成12年1月には県立フラワーパーク「とっとり花回廊」周辺地区が「環境美化促進地区の指定」を受け、地元住民による清掃等の美化活動が進められています。

しかし、町内においては相変わらず、道路周辺でのごみの不法投棄やポイ捨てが後を絶ちません。

山林では松くい虫による枯れ松も大量に見られるように景観を大きく損ねており、また、町内を流れる河川もその美しさを失ってきています。

山林や農地の荒廃も見られ、大地を守る方策を検討する必要があります。

行政と住民及び各種団体・事業所等が一丸となり、町内美化意識の向上と美化活動の推進に取り組まなければなりません。

豊かな自然環境を保全して上下水道整備・公園整備等の生活環境の充実に努め、環境美化に向けた住民活動を支援するとともに、国際環境規格ISO14001の全機関・全町域での普及を目指します。

これまで私たちは、生活の豊かさを求めてきた結果、地球環境を破壊し、それとともに地球資源を大量に消費してきました。

そして、現在は資源枯渇や温暖化等、地球規模での環境問題が起こっています。

この問題を解決するために、私たちは日常の生活体系や経済構造を見直し、地球環境や資源を大切する自然豊かな循環型社会を目指します。